

～安全・安心な地域社会づくりのために～

第2回 保護司の活動内容と保護司のなり手不足について

－保護司の活動内容について－

保護司の活動内容は、保護観察所からの依頼による活動と、地域の保護司の一員としての活動に大まかに分けられ、具体的には下記ようになります。

保護観察所からの依頼による活動	地域の保護司の一員としての活動
①保護観察となった人への助言や指導	③地域での犯罪予防のための啓発や宣伝活動
②刑務所や少年院に入っている人の出所後の生活環境の調整	④その他犯罪予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力

保護司になると、住居地を管轄する保護観察所に配属され、地域の保護司組織（保護司会）に所属し、活動していくことになります。

保護司会と同様の団体に「更生保護女性の会」や「BBS会」、「更生保護法人」といったボランティア団体もあります。

経験年数などに応じて保護観察所が研修を行うほか、保護司会でも自主的に研修を行っています。また、保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。

－保護司のなり手不足について－

保護司の活動についてご紹介してきましたが、昨今、保護司のなり手不足が深刻化しています。保護司法による定数は全国52,500人と定められていますが、実人員は令和2年に47,000人を下回りました。令和2年2月に「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」が発出され、総力をあげて保護司の適任者確保の取組を推進することとされています。

保護司の任期は2年間で、最初の委嘱の際に66歳未満の方でその他条件を満たした方が保護司になることができます。また、76歳までは再任することが可能です。

全国的な保護司不足のなか、安全・安心な地域社会づくりへ貢献する保護司の活動について、地域をあげてのご理解とご協力をお願いいたします。

■問合せ先 総務課 町民サービス係 76-4614

～お気軽にご相談下さい～

健康保険

労災保険

共済制度

ラジオCMでおなじみです。



秋田建築労働組合 能代支部 TEL 090-2024-5138

令和5年度 第32回 住宅デー

とき 9/10(日) 午前9:00～午後3:00頃

ところ 道の駅みねはま(おらほの館・八峰町)

内容 ☆住宅修繕相談 ☆子供木工教室
☆包丁研ぎ 17300円(一人3丁まで) ☆餅まき

※重くなった扉、ぎしむ床など小さなことでもお気軽に!



八峰町 夏の風物詩

8月1日、853年に慈覚大師が創建したと伝えられる白瀑神社で例大祭が行われました。

「みこしの滝浴び」は昭和初期、五穀豊穡や海上安全などを祈願し、地域の男衆がみこしを担いで練り歩いたのが始まりとされています。

7月豪雨により滝の水が溢れ、参道へ泥や流木等が流入し、開催が心配されましたが、地域の方等の協力により復旧し、無事開催することができました。

例大祭当日は、男衆がみこしを組むところから始まり、その後、猿田彦命を先頭に神社や事業所などで神事を行いながら、八森本館、浜田とみこしを担ぎます。

午後1時過ぎ、白瀑神社大鳥居前に着くと、クライマックスに向け、担ぎ手は士気を高めます。

多くの観光客やカメラマンに囲まれる中、みこしを担いだ白装束の男衆は、威勢よく白滝の滝つぼに飛び込み、「ワッセ、ワッセ」と声を上げ、躍動していました。

白瀑神社 例大祭